1. 議事日程(令和6年第1回北広島町議会臨時会)

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第1号	専決処分の報告について(町道走行中の事故に伴う和解及び損害
		賠償の額を定めることについて)
日程第4	報告第2号	専決処分の報告について(町道走行中の事故に伴う和解及び損害
		賠償の額を定めることについて)
日程第5	報告第3号	専決処分の報告について(町道走行中の事故に伴う和解及び損害
		賠償の額を定めることについて)
日程第6	議案第1号	財産の取得について(学校給食配送車)
日程第7	議案第2号	令和5年度北広島町一般会計補正予算(第8号)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀	尚	純	_	2番	伊	藤	$\overline{\underline{\gamma}}$	真	3番	敷	本	弘	美
4番	中	村		忍	5番	佐	々木	正	之	7番	美	濃	孝	$\vec{-}$
8番	梅	尾	泰	文	9番	伊	藤		淳	10番	服	部	泰	征
11番	宮	本	裕	之	12番	湊		俊	文					

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副 町 長 畑 田 正 法 教 育 長 池 田 庄 策 芸北支所長 村 竹 明 治 大朝支所長 沼 田 真 路 豊平支所長 熊 谷 忠 明 総 務 課 長 川 手 秀 則 財政政策課長 国 吉 孝 治 商工観光課長 中 川 克 也建 設 課 長 竹 下 秀 樹 学校教育課長 植 田 伸 二

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 田 邉 五 月

~~~~~~

## 午 前 10時 00分 開 会

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(湊俊文) おはようございます。元日に発生しました能登半島地震により多くの方が被災され、238人の方がお亡くなりになり、いまだに連絡が取れない安否不明者がいるという甚大な被害がもたられました。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。大災害が起こり新年を迎えたわけでございますが、新たな気持ちで皆さんと元気に過ごせる一年にしたいと思っております。今年も議会運営において議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。議場内においてマスクの着用は自由としております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。また、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(湊俊文) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、亀岡議員、2番、伊藤立真議員を指名いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 〇議長(湊俊文) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、1月30日、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
- ○議長(湊俊文) ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いた しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてから

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

- ○議長(湊俊文) 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてから、日程第5、報告第3号、 専決処分の報告についてまでを一括議題とします。以上、3議案について報告を求めます。 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) それでは、報告第1号から報告第3号につきまして一括して概要を説明します。議案集の4ページから9ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告についてから、報告第3号、専決処分の報告についてまで、いずれも地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- ○議長(湊俊文) 建設課長。
- ○建設課長(竹下秀樹) 報告第1号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。 議案集の4ページ、5ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議 案集5ページ、専決処分第8号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定 めることについて、令和5年12月5日、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によ り報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとお りです。2、事故の概要は、令和5年11月5日午前5時4分頃、細見字ウヲノホリ1036 6番43付近、町道細見畑ヶ谷線を走行中、落石を通過したことにより車両底部を損壊したも のです。3、和解内容は、(1)町は、相手方に対して損害賠償として7万6507円の支払 い義務があることを認め、これを支払う。(2)町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項 に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額 は、7万6507円で、内訳は、車体底部の修繕費総額の6割でございます。引き続き、報告 第2号について建設課からご説明申し上げます。議案集6ページ、7ページをお願いいたしま す。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集7ページ、専決処分第9号のとおり、 町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和5年12月7日、 専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明い 1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要は、令和5年 8月27日午後6時30分頃、細見字ウヲノホリ10366番43付近、町道細見畑ヶ谷線を 走行中、道路陥没箇所を通過したことにより右側後輪タイヤを損壊したものです。3、和解内 容は、(1)町は、相手方に対して損害賠償として1万4107円の支払い義務があることを 認め、これを支払う。(2)町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債 務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額は、1万4107円 で、内訳は、タイヤの総修繕費額の4割でございます。引き続き、報告第3号についてご説明 申し上げます。議案集の8ページ、9ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1 項の規定により、議案集9ページ、専決処分第10号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解 及び損害賠償の額を定めることについて、令和5年12月15日、専決処分いたしましたので、 同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所 及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要は、令和5年2月20日午後4時頃、橋山字 掛津10078番143付近、町道中祖吉見坂線を走行中、道路陥没箇所を通過したことによ り左側後輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、(1)町は相手方に対し、損害賠償 として5万780円の支払い義務があることを認め、これを支払う。(2)町及び相手方は、

今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額は、5万780円で、内訳は、タイヤの対象修繕費総額の5割でございます。以上で報告を終わります。

- ○議長(湊俊文) これより質疑を行います。質疑はありませんか。佐々木議員。
- ○5番(佐々木正之) 5番、佐々木正之です。先ほど報告がありましたが、1号、2号は、同じ 住所、同じ場所で事案が発生しております。それで、現在、町道はどのような補修をしている かお知らせください。
- ○議長(湊俊文) 建設課長。
- ○建設課長(竹下秀樹) 1号と2号、似たような場所ではございますが、原因は、落石と道路陥没箇所、2つ原因が違います。似たような箇所ではございますが、道路陥没箇所に関しては、町内からの情報が入り次第、またパトロールの点検報告次第、修繕対応するように現在も努めておりますが、発見から修繕までの時間の経過があることにより、どうしてもこのような事故が起こる可能性はあります。早期の修繕について今後も努めたいと思っております。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 佐々木議員。
- ○5番(佐々木正之) 町道たくさんあると思いますけど、優先順位をつけて補修をされたり、確認をされたりしておりますが、優先順位という基本のところはどのようなお考えですか、それをお知らせください。
- ○議長(湊俊文) 建設課長。
- ○建設課長(竹下秀樹) 一般的には基幹幹線道路とか集落間を結ぶ所が重要道路と思っておりますけども、基本的に道路陥没箇所に関しては事故起こる可能性がありますので、基本的には早期発見して早期修繕していくというのが基本方針でございます。
- ○議長(湊俊文) 他に質疑はありませんか。10番、服部議員。
- ○10番(服部泰征) 10番、服部です。まず1点、報告第3号なんですけど、これ約1年前の ことなんですが、こんなに時間かかったのはなぜなんでしょうか。
- ○議長(湊俊文) 建設課長。
- ○建設課長(竹下秀樹) 報告第3号については、説明のところで対象経費と言いましたけども、 相手方より相当額の請求というか修繕費額がありました。そのことに関して和解に関して時間 がかかったことによりこのような状況となっております。
- ○議長(湊俊文) 服部議員。
- ○10番(服部泰征) 和解に関して時間がかかったことということなんですが、まず第2号、同じくタイヤの修繕で4割ということで、またこの第3号は今度5割ということで、この割合が違うのと時間かかったのは何か理由があるんでしょうか。
- ○議長(湊俊文) 建設課長。
- ○建設課長(竹下秀樹) どのような案件も基本的に保険会社、それから現在までのいろんな判例 事項に基づいて事故の原因とか、いろんな走行中のことに関して割合は違ってきております。 それから第3号については、相手方の主張する金額と当方の想定している損害が保険会社さん のほうで、ある程度差異がありましたので、その部分に関してお互い和解に至るまでの時間が かかったということでございます。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これで報告第1号、専決処分の報告についてから、報告第3号、専決処分の報告についてまでの報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第6 議案第1号 財産の取得について

- ○議長(湊俊文) 日程第6、議案第1号、財産の取得についてを議題とします。本案について提 案理由の説明を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) それでは、議案第1号につきまして概要を説明します。議案集の10ページをお願いします。議案第1号、財産の取得について説明します。本案は、学校給食配送車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- ○議長(湊俊文) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 議案第1号、財産の取得について学校教育課からご説明します。 議案集の10ページをお願いします。1、物件名、学校給食配送車。2、納入場所、北広島町古保利459番地1。3、買入価格1113万7500円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額101万2500円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町川東1698番地3、有限会社高岡モータース代表取締役高岡紀洋。5、納入期限、令和6年8月30日。提案理由でございます。今年9月の供用開始を目指し、建設中の新しい北広島町学校給食センター建設に伴い、配送対象校への配送に必要な学校給食配送車について、令和5年12月議会で補正予算の議決をいただいた後、12月20日に指名競争入札の通知、令和6年1月17日に開札を行い、3社の応札がありました。1月18日に仮契約を締結しております。仕様の概要は、2tトラックシングルキャブ、5速、4WDで、給食コンテナを安全、確実に固定し、積載、運搬でき、ゲートにより積卸し操作ができるものです。配送先としましては、新庄小学校、大朝小学校、大朝中学校を想定しています。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(湊俊文) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第1号、財産の取得についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、財産の取得については、原案のとおり可決されま した。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第7 議案第2号 令和5年度北広島町一般会計補正予算(第8号)

○議長(湊俊文) 日程第7、議案第2号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第8号を議題と

します。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- ○町長(箕野博司) それでは、令和5年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和5年度補正予算書をご覧ください。議案第2号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第8号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6900万円を追加し、予算の総額を171億8400万円とするものです。今回の予算補正は、国の補正予算第1号による経済対策事業である住民税均等割課税世帯等臨時特別給付金給付事業などを実施するための補正を行っております。詳細につきましては、担当から説明します。
- ○議長(湊俊文) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(国吉孝治) 議案第2号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第8号につきま して、財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和5年度1月補正予算の概要及び主要政 策をご覧ください。今回の補正予算におきましては、国の補正予算第1号による経済対策事業 のほか、新たに緊急性、かつ必要性の認められる事業として住民税均等割課税世帯等臨時特別 給付金給付事業などを実施するため、一般会計において6900万円の増額補正を行い、補正 後の予算額は、171億8400万円となります。資料の下段、Ⅱ、予算編成状況に当初予算 からの補正の状況を掲載しております。次ページのⅢ、一般会計補正予算第8号、主要施策等 一覧表をご覧ください。今回の補正予算における事業を第2次北広島町長期総合計画改訂版の 施策分野に沿って掲載しております。右端には予算書計上のページを記載しておりますので、 併せてご覧いただければと思います。施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、 観光プロモーション事業として、令和6年度早々に予定されているPRキャラバン及び広域連 携事業に係るチケット購入費等132万4000円の追加、小学校管理事業として、来年度1 学年2クラス対応が必要となる学校に新たな学級設置のためのエアコン設置費及び備品購入費 152万9000円の追加を、施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、国の補 正予算第1号による経済対策事業として、住民税均等割課税世帯等臨時特別給付金6600万 円の追加を予算計上しております。なお、住民税均等割課税世帯等臨時特別給付金の給付事業 につきましては、事業目的、事業概要などを説明した資料を次ページに添付しておりますので、 併せてご覧いただければと思います。次に、補正予算書、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳 入の1ページ、2ページをご覧ください。今回の補正予算における財源として、15款国庫支 出金、2項国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8500万円、16款県支 出金、2項県補助金、原油価格・物価高騰に係る社会福祉事業者支援補助金325万円、19 款繰入金、2項基金繰入金、ふるさと基金繰入金150万円などを追加計上し、一方で新たに 特定財源が見込めることから、19款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金2171 万9000円の減額を計上しております。次に、第2表をご覧ください。繰越明許費補正でご ざいます。2款総務費、1項総務管理費、住民税均等割課税世帯等臨時特別給付金給付事業、 7款商工費、1項商工費、観光プロモーション事業について、新たに令和6年度への繰越しを 追加するものでございます。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどう ぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(湊俊文) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。
- ○8番(梅尾泰文) 8番、梅尾であります。ただいま提案がありました住民税均等割課税世帯臨時特別給付金給付事業で6900万円の補正増ということでありました。これまで世帯の中で

住民税が非課税であるという方たちに給付をされていたものもありましたけれども、今度新たに住民税の所得割が均等割のみの課税ということも対象になるという説明でございました。私は、所得の捉まえ方、非課税である、あるいは均等割世帯であるという捉まえ方でありますけども、税金を申告をして、申告によってどちらに組み込まれるかということが基本でありますから、そこのところを十分に理解をしていただくような住民アピールをしながら申告に働きかけをするということが必要だろうというふうに思うんです。まず、いずれにしても、生活的にはなかなか楽ではないよということがあろうと思いますが、所得がないから、収入がないから申告をせんでもよかろうというふうに思われておられる方については、この制度に該当しないというふうに聞いているわけでありますから、それに事実が合致しておれば、それに乗れるような方法を発信者のほうからPRをしてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

## ○議長(湊俊文) 財政政策課長。

- ○財政政策課長(国吉孝治) 議員ご指摘のとおりだと思います。現状、今、国のほうから報道等でもこの制度につきましてPRがされているところでございます。現状非課税世帯、今回均等割課税世帯というところでの捉まえで、今後は定額減税でありますとか、あと減税しきれなかった方への給付とかというのも発生してくるような流れになっております。そうした中で、申告をしていただくというのは大前提になる話になろうと思います。課税状況等を見て給付金を給付するのか、もしくは定額減税にするのかというところの判断が任されておりますので、そうしたことを前提に踏まえますと、当然申告をしていただくというのが大前提になりますので、そうしたことも踏まえたPRは必要になってくるというふうに考えております。
- ○議長(湊俊文) 梅尾議員。
- ○8番(梅尾泰文) 重ねて申し上げますけれども、この事業について、もう既に何世帯ぐらい該当者がありますよというふうにもう提示もされておりますけれども、それはあくまでも、今、申告が終了して、どのランクにと言いますか、どのグループに入るかということがはっきりしておるということでありますから、そこのところを再度、そういう方が、該当される方があろうというふうに私はあえて思いますから、そこのところをもう一度詳しくアピールして、そういう人たちには全員漏れのないような受け取り方をしてほしいというふうに重ねて要請をしておきたいと思います。
- ○議長(湊俊文) 総務課長。
- ○総務課長(川手秀則) 議員ご指摘のとおり、今、見込んでおりますのは、あらましこちらで把握できているものでございますので、もっと正確性を期すように努力してまいりたいと思います。
- ○議長(湊俊文) 他に質疑はありませんか。10番、服部議員。
- ○10番(服部泰征) 10番、服部です。今、送りましたが、2ページの歳入の雑入、これは主なものはどのようなことがあるのか、お伺いしたいです。
- ○議長(湊俊文) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(中川克也) 雑入につきましては、先ほど財政政策課長のほうから説明がありましたように、観光プロモーション事業で来年度早々に行われるイベントに対しての費用を歳出のほうで計上させていただいておりますけれども、それに対する収入がございまして、具体的に言いますと、広島東洋カープの試合に対して、そこの試合を町でPRしながら応援していこうというような事業があります。町の方々に一緒に応援をしていただくというツアーを組んで

参加をしていただくということになりますけれども、そのチケットの購入費をたちまち町のほうで球団のほうにお支払いします。町民の方には旅行事業者、町内の旅行事業者を通じてバスツアーを組んでいただきますので、それの参加費、チケット代とかというものをが入ってきまして、それのお支払いに対する費用を町のほうに入れていただくということになります。そういったものが雑入に計上させていただいております

- ○議長(湊俊文) 他に質疑はありませんか。1番、亀岡議員。
- ○1番(亀岡純一) 1番、亀岡です。今の観光プロモーション事業のことに関連してですけども、 予算が132万4000円のチケット購入等の予算ということになっておりますが、改めて、 これの目的とそのチケット、どのようなチケットなのかということについてお伺いします。
- ○議長(湊俊文) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(中川克也) 先ほど申し上げました広島東洋カープの応援、こちら年に一度、カープわがまち魅力発信隊という事業で、これ市信用様のご厚意で市信用様のスポンサードゲームに北広島町のそういったわがまち魅力発信隊という事業をさせていただいております。こちらで町の観光PR、それから町の特産品の販売等々行いながら町のPRをしていくという事業でございます。こちらにつきましては、現在内訳として、内野指定席を160席分のチケット費用と、あと町内からの特産品の販売事業者、出展事業者の出展料がかかりますので、その費用を計上させていただいております。それからもう1点、サンフレッチェ広島のゲームがありますけれども、こちらも、これは安芸高田市のスポンサードゲームで、安芸高田市、三原市、北広島町の3市町で連携して行っております三矢の訓協議会、これの連携として、3市町一緒にサンフレッチェを応援していこうという事業でございまして、こちらには大型バス1台分のチケット、それからバスの借上料を計上させていただいております。
- ○議長(湊俊文) 亀岡議員。
- ○1番(亀岡純一) 分かりました。もう1点、歳入の1ページ、2ページからでありますけども、 繰入金についてです。まず、財政調整基金の繰入金を2100万円ほど減額してあるその理由 ですね。そこの意図をお伺いしたいのと、それからもう1つ、ふるさと基金繰入金、これは特 定目的基金でありますが、どういうものであり、今回、どういう使い方をするのかということ についてお伺いします。
- ○議長(湊俊文) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(国吉孝治) まず、財政調整基金の減額理由でございます。今回、国の交付金でございますが、減税関係の部分につきましては、住民税均等割課税世帯等臨時特別給付金給付事業というのと、もう1つ、推奨メニューという事業がございます。その推奨メニューで、国庫、国の交付金のほうが6000万円強の交付金がありました。9月補正の際に新エネルギー普及啓発事業と介護保険、施設への支援、こちらのほうを県費を中心にして事業化をしております。そちらのほうの財源を県費と若干の国交付金と一般財源という形でやっておりました。今回、推奨メニューということで、国の交付金がまいりましたので、そちらのほうを財源として活用させていただくということで、国の交付金、あと若干の県の交付金、そちらのほうを活用させていただくということで、国の交付金、県の交付金というのを新たに充当させていただいて、一般財源で取崩しの予定をしておりました財政調整基金を2171万9000円取崩しを減額するというような内容になっております。それともう1点、ふるさと寄附金でございます。こちらのほうは趣旨としましては、ふるさと寄附をしていただいたその財源、内容としま

しては、北広島町を愛する人から広く寄付を募り、これを財源に北広島町の豊かな自然、伝統、 文化、教育、環境に係る保全、継承、創造など活力あるふるさとに関する各種事業を実施する ことによりというような趣旨になっております。そういった形でふるさと寄附としていただい たものを基金として積立てをしておりました。今回、この内容につきましては、小学校、新た に2クラス必要になりました。必要になるところがございましたので、急遽予算化をしなけれ ばいけないということで、小学校の改修ということで、ふるさと寄附の趣旨に合致した事業と して取崩しをさせていただいて実施をするものでございます。以上です。

- ○議長(湊俊文) 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第2号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第8号を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、令和5年度北広島町一般会計補正予算第8号は、 原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は、全部議了いたしました。会議を閉じま す。これで、令和6年第1回北広島町議会臨時会を閉会します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

午 前 10時 37分 閉 会

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$